

## 平成28年（2016年）熊本地震についての会長声明

2016年（平成28年）4月26日

兵庫県弁護士会

会 長 米 田 耕 士

熊本県では、2016年（平成28年）4月14日に震度7（マグニチュード6.5）の地震、同月16日に再度震度7（マグニチュード7.3）の地震が発生し、その後も、熊本県及び大分県を中心に余震が続き、甚大な被害が生じています。

今回の一連の地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

当会には、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災によって被災した会員が多く所属しており、会長以下、今回の一連の地震により被災された方々の過酷な状況に思いを致し、大変心を痛めております。今後、「人間復興」の理念のもと、過酷な状況下にある被災された方々一人ひとりの生活を再建するという視点から、復興が行われることを願ってやみません。

当会は、阪神・淡路大震災の被災地弁護士会としての経験に加えて、新潟中越沖地震、東日本大震災等の復興支援で培った経験を活かし、熊本県弁護士会、大分県弁護士会、九州弁護士会連合会及び日本弁護士連合会をはじめとする関係諸機関と連携し、今回の一連の地震により被災された方々の人権擁護と被災地への法的支援に全力を尽くす決意です。